

終章 政策提言

柳田 健介

本研究会の目的は、序章で述べたように、日本国内でのエネルギー安全保障をめぐる課題の困難が増す一方で、日本をとりまく国際エネルギー情勢に大きな変化（パラダイム・シフト）がリアルタイムで起きていることから、そうした重要なパラダイム・シフトを捉え、中長期的な日本の資源外交・エネルギー協力のあり方について政策提言をすることにある。前章までの各章では、中東のエネルギー情勢と日本のエネルギー戦略、シェールガス・オイル等の非在来型資源の現状と確保に向けた課題、原子力をめぐる地経学と地政学、日露間のエネルギー協力の現状と課題、アジアのエネルギー協力の可能性と展望およびエネルギー安全保障と日米協力の6つのテーマを対象に、それぞれの分野における最近の動向を踏まえた現状と今後の展開に関する具体的な分析を行い、政策論につながる含意について検討してきた。本章では、まずはじめに、資源外交・エネルギー協力を検討する枠組みについて考察し、その後、各章における政策提言を抽出する形で、日本の資源外交とエネルギー協力の指針を示すことを試みる。なお、第6章の「エネルギー安全保障と日米協力」に関しては、2014年10月に開催されたJIIAシンポジウム「日米のエネルギー協力」の中での議論を、すでに政策提言を中心に要約したものであるため、そちらを直接参照して頂きたい。

1. 資源外交・エネルギー協力の意義

エネルギーの安定供給は、国家の経済活動および安全保障を支える基盤を成している。日本にはエネルギー源の中心となっている化石燃料の賦存に乏しく、そうしたエネルギー資源のほとんどを海外からの輸入に頼っている資源希少国であることから、海外からの安定的かつ低廉な資源供給を確保することは最重要の課題の一つである。こうした日本が抱える構造的なエネルギー供給体制から、日本の資源外交・エネルギー協力政策における基本方針は、「エネルギー安全保障（Energy Security）」に重点が置かれていることは明らかである。

エネルギー安全保障は、狭い意味での軍事的なセキュリティではなく、日本では「総合安全保障（または経済安全保障）」という概念の中での、重要な項目の一つとして位置づけられている。「エネルギー白書2010」によれば、エネルギー安全保障とは、「国民生活、経済・社会活動、国防等に必要な量のエネルギーを受容可能な価格で確保すること」と定義

され、これを脅かすリスクを低減させることが目的であるとされる¹。さらに具体的には、「十分な量のエネルギーが提供され、それに対するアクセスが可能であり、またその価格も持続的な買い付けが可能である程度に受容可能であること、そして買い付けた資源を供給地から積出基地を経由して消費地である日本に運搬し、そして国内の最終消費地への輸送が完了するまでの過程において、障害が生じないこと」と説明されている²。つまり、資源供給の上流から下流に至るまでに、想定されるリスク（生産の大幅な減少、資源価格の高騰、運搬ルートの途絶、国内流通の困難性など）を特定化して、政策的手段を用いて、こうしたリスクを防止したり、管理したりすることがエネルギー安全保障政策の目標である。

日本のエネルギー安全保障政策をめぐる背景は、1970年代の二度の石油ショックを経験した後、エネルギーの安定供給に対するリスクは相対的に和らいだものの、2000年代になり、新興国の経済成長にともなう資源需要の大幅な増加や資源価格の高騰により、資源確保に向けた取組みの重要性が高まる中、2011年3月に東日本大震災と福島第一原発事故が起きたことで、原子力発電所の停止によるエネルギー自給率の低下や化石燃料への依存増加にともなう貿易収支の悪化など、日本のエネルギー供給体制の脆弱性が顕在化したことにより、石油ショック以来、危機的な状況に直面したことで喫緊の国家課題としての認識が高まった。

こうした背景の中、とりわけ2000年代以降の新興国のエネルギー需要の増加、資源価格の高騰、資源ナショナリズムの高まり等を背景に、官民一体となった資源確保のための資源外交・エネルギー協力政策が重要視されるようになった。これには、中国等の巨大なエネルギー需要国の資源囲い込みの動きが活発したことも背景にある。具体的な政策について整理をすると、「エネルギー基本計画（2007年3月閣議決定）³」に基づき、外務省と経済産業省により、「資源確保指針（2008年3月閣議了解）⁴」が策定され、上流権益の取得や長期供給契約に係る「重要な資源獲得案件」に対して、政府が支援を行うことが定められた。その基本方針は、一つめが、二国間および多国間外交の展開であり、トップ外交をはじめとするさまざまなチャンネルを通じた信頼醸成やパートナーシップ強化に向けた働きかけ、国際ルールの構築・遵守を通じた投資環境の改善である。二つめが、資源産出国の状況に応じた対応であり、既存権益の延長の円滑化、地理的・地質的・地政学的な資源フロンティアの開拓に参入する民間企業への政策金融・貿易保険等による支援、資源産出国の要請に基づく技術協力や資金協力などの経済協力をパッケージ化した支援が含まれる。三つめが、関係機関による支援策や政府開発援助（ODA）の活用であり、上記の取組みに対して、国際協力銀行等の政府系機関が支援を行うことと、ODAによる経済協力との

戦略的な連携が挙げられている。

続いて、現時点での最新版である「エネルギー基本計画（2014年4月閣議決定）⁵」を用いて、現状の資源確保・エネルギー協力の具体的な政策について簡単な整理を行いたい。資源確保の基本方針は、「①主要な資源を複数のものに分散させること、②それぞれの資源に関して、調達先の分散化や上流権益の確保、供給国との関係強化によって、調達リスクを低下させることを通じて、資源の適切なポートフォリオを実現させ、安定的かつ経済的に資源を確保していく」とされている⁶。具体的な取組みについていくつか注目を見ると、一つめが、北米におけるシェール革命の進展による天然ガス・石油・石炭市場の構造変化を捉え、北米・ロシア・アフリカ等の新たな資源供給国との関係強化と上流進出の促進を通じて、調達先の分散化を進めることである。二つめが、資源調達環境の基盤強化であり、既存の取引国である中東・アジア諸国等との重層的な経済協力を通じた二国間関係の強化、またエネルギー資源の輸送路として重要なシーレーンの安定性向上のためのアジア海賊対策地域協力協定やマラッカ・シンガポール海峡の航行の安全に関する「協力メカニズム」等の協力体制の強化が挙げられている。三つめが、エネルギー資源調達コストの低減に向けた取組みであり、市場メカニズムによる価格決定方式に向けた支援や他国との共同調達を活用した交渉力の強化を通じて、後方支援を展開するとしている。また、米国の天然ガス市場は、原油価格に連動しない価格決定方式であり天然ガス価格が安価であるため、米国からの輸入を通じて、交渉環境の改善を目指すことである。四つめが、メタンハイドレート等の国産資源の開発の促進であり、日本の排他経済水域におけるエネルギー・鉱物資源等、新しいエネルギー資源の開発を進めることである。

エネルギー国際協力に関しては、エネルギー需給構造が、国際的なエネルギー需給構造の変化、技術革新の進展、地球温暖化対策、資源開発事業の大規模化の増加などによって、国際的な動きの影響を大きく受けるため、各国がエネルギー需給構造をより安定化・効率化するためには、国際的な協力を構築することが重要とされ、日本と密接な関係にある国や機関との関係の強化を目指すとしている⁷。具体的な取組みについていくつか注目を見ると、一つめは、多国間エネルギー協力の枠組みの拡大であり、国際エネルギー機関（IEA）をはじめとして、G8、G20、アジア太平洋経済協力（APEC）等の国際的・地域的なフォーラムに積極的に貢献を挙げている。また、エネルギー需要が急拡大するアジア地域のエネルギー需給の安定性の向上に貢献していくことは、日本のエネルギー安全保障の改善にもつながるとして、東アジアサミット（EAS）等を通じて、より実効性の高い多国間のエネルギー安全保障を議論する枠組みの構築を提案している。二つめは、二国間エネルギー協力体制の高度化であり、同盟国である米国との関係強化や、韓国、インド、欧州などのエ

エネルギー需給構造で共通課題を有する国との連携強化を目指すとし、分野別には高効率火力発電、原子力、再生可能エネルギー・省エネルギー技術、スマートコミュニティにおける技術協力や海外展開の促進を支援すると述べている。より具体的には、日米のエネルギー協力関係においては、シェールガス・オイルの化石燃料、再生可能エネルギー、省エネルギー、原子力、スマートコミュニティの分野で協力できる条件が整っており、さらには日米両国が協力をして他地域に対して国際展開をすることの重要性について触れている。アジアにおける二国間協力に関しては、世界最大のエネルギー消費国である中国とどう向き合うかが課題であり、二国間関係には政治的な困難を抱えるものの、エネルギー分野において協力すべき共通課題を有していることを指摘している。インドについては、2020年以降は中国を上回るペースでエネルギー需要が増加する見通しであり、省エネルギー、再生可能エネルギー、原子力、エネルギーインフラの整備、石炭のクリーン利用等の分野での技術協力や資金協力の需要が極めて大きく、二国間協力の推進を目指すとしている。また中国、インド、東南アジアで原子力発電の導入が趨勢であることから、原子力安全の向上に積極的に関与することの重要性を指摘している。三つめは、地球温暖化の解決に向けた貢献であり、とりわけ二酸化炭素（CO₂）の排出量が急増している新興国・途上国に対して、日本の技術力を生かした、石炭や天然ガスを効率的に利用できる高効率火力発電や環境・省エネルギーの分野での積極的な貢献が必要であると述べている。

ここまでエネルギー安全保障を前提においた資源外交・エネルギー協力の枠組みについて考察をしてきたが、その基本方針として必ずしもエネルギー安全保障だけに限定されるものではなく、日本が並んでエネルギー政策の基本的視点（3E+S）として掲げている、安全性（Safety）、経済効率性の向上（Economic Efficiency）、環境への適合（Environment）に関する政策目標を含むことも考えられる。したがって、総合的な政策目標を達成するために、政策手段は広範なアプローチが検討される可能性もあるほか、先ほど述べたように、一国だけでは解決が難しい課題や、国境を越えて影響が及ぼされる問題等は、国際協力や国際的な枠組みによるアプローチが必要とされることもある。こうした場合、政策形成のプロセスにおいては、それぞれの政策目標に関する重要性や優先順位を整理したうえで、総合的に十分に調整のとれた資源外交・エネルギー協力政策を検討することが重要である。

2. 各章の政策提言

（1）ペルシャ湾岸諸国のエネルギー事情と日本のエネルギー戦略

- ・日本の石油輸入は、その8割以上を中東地域に依存している。中東地域の石油生産は、2040年までに年率1.1%で成長すると予測され、世界に占める供給シェアが広がる見通

しである。価格変動による生産量への影響も限定的であり、石油生産は中長期にわたり安定的だと考えられる。また石油のほかに、日本は液化天然ガス（LNG）の輸入も約3割を中東地域に依存しており、天然ガス埋蔵量も世界有数である。したがって、資源供給地としての中東地域の重要性は中長期的にも変わらない。今後は、中国やインドを中心に石油輸入の増加傾向が続くため、アジア全体の中東依存は将来的に高まると予想される。

- ・サウジアラビアをはじめとして、中東諸国では経済成長と人口増大にともない、エネルギーの国内需要が増加をしており、輸出余剰を縮めている。日本の省エネルギー、再生可能エネルギー、原子力の平和利用等に対するニーズは高く、官民一体での二国間協力の可能性は大きい。またペルシャ湾岸諸国では、成熟油田の減退が課題であり、増進回収法（EOR）や新規油田開発が必要とされている。さらに老朽化した油田の修復やエネルギーインフラ整備の需要も大きく、巨額の開発資金が必要とされている。こうした分野には、日本企業の事業展開の支援と経済協力を戦略的に連携させたパッケージ支援が有効と考えられる。
- ・イランは、世界有数の資源大国であるが、2002年の核兵器開発問題をめぐる欧米諸国からの経済制裁等により、そのポテンシャルを十分に発揮できていない状況にある。2015年7月に国連安全保障理事国との核協議に関する最終合意が成立し、2016年1月に経済制裁が解除され、イランが国際社会への復帰を果たしたことで、イラン原油の輸出拡大および新規油田、新規天然ガス田開発に外国資本が参入する道が開けた。欧米諸国や中国等を中心に外交活動を活発化させており、油田権益の獲得やインフラ案件受注などで動きを見せている。またイランは、人口規模、所得レベルの高さから、消費市場としても有望であり、海外企業からの注目を集めている。日本は、歴史的にもイランと友好的な関係を築いており、新規油田開発、老朽化した油田の修復、エネルギーインフラの整備に対して日本からの資金協力や技術協力に高い期待がされている。2016年2月には、日・イラン投資協定が締結されており、さまざまな分野における官民レベルでの二国間協力の可能性がある。イランは地政学的フロンティアであり、将来的に石油・LNGの有力な供給地として、日本のエネルギー安全保障の向上へ貢献する期待は大きい。一方で、ホルムズ海峡を挟むイランとサウジアラビアの地域的な覇権争いに関しては、2016年1月に国交断絶するなど、予断を許さない状況であり、今後の展開を注視するとともに状況がエスカレートしないよう働きかけをしていく必要がある。
- ・「アラブの春」以降、中東地域の社会・政治構造が不安定化し、供給体制への不安から原油市場にも悪影響を及ぼした。過激派組織イスラム国（IS）は勢力を拡大し、シリアや

イラクでは治安が著しく悪化している。IS問題は収束の兆しが見えず、今後かなりの長期間にわたって解決が困難であると見られる。エジプト、イエメン、リビア等の情勢も安定していない。2017年以降は、原油需給が均衡に向かうと予測されており、そうした中で中東の不安定要素がますます顕在化するようならば、原油市場への悪影響を及ぼすことは避けられない。日本は、中東地域の社会的・経済的な安定化に向けて、人道支援や経済協力を進めるべきである。また、テロ撲滅に向けて、国際社会との連携を強め、テロの温床にもなっている貧困撲滅や地域間格差是正に向けて関与していく必要がある。

- ・一方で、米国のエネルギー自給力の高まりや、「アジア回帰政策（Rebalance to Asia）」により、中長期的には米国の中東への関心は低下していくと見られ、米国の対中東政策の変化とその影響について検討していく必要がある。
- ・日本のエネルギー安全保障の担保には、ペルシャ湾岸地域からの資源の確保とともに、輸送路となっている海上交通路（シーレーン）の安全確保が不可欠である。特に重要な海域として、ホルムズ海峡、マラッカ海峡、そして南シナ海が挙げられる。ホルムズ海峡に関しては、もし封鎖された場合、集団的自衛権の限定的行使の対象にもなり得ることから、十分な事前の検討が必要である。南シナ海では、中国の海洋進出が問題となっており、日本は、海上の安全、航行の自由、妨げられない通商活動を確保するために、国連海洋法条約（UNCLOS）を含む国際法の遵守を推進し、日米協力を基軸として、フィリピンやベトナムを中心とするASEAN諸国、およびインドとの協力・連携を強化する必要がある。他方、中国もエネルギー資源の中東依存を高めており、中東諸国への関与、シーレーン安全確保に取り組む必要性に直面している。そうした共通課題について、国際協力の枠組みの中で、中国との協力をどのように構築できるかについては検討すべき課題であるといえる。

（2）シェールオイル・シェールガス等非在来型資源の確保に向けて

- ・資源価格の高騰が深刻な問題であったが、北米でのシェール革命が、国際石油・天然ガス市場に劇的ともいえる変化をもたらした。特に、シェールオイルについては、当初の予測を大きく上回って生産量が拡大しつづけ、2014年には、OPECによる生産調整が機能しなかったこともあり、石油価格の急落をもたらした。シェールガスについても、米国国内での天然ガスの供給過剰状態を生みだし、輸入が減少するとともに、米国における天然ガス価格が大幅に下落した。その結果、中東産の天然ガスや米国で余剰になった石炭が欧州へと輸出されるなど、エネルギー資源貿易の流れに大きな影響を与えている。

米国は、石油・天然ガスの海外輸出に動いており、2016年には日本への天然ガスの輸出が開始される予定である。日本のエネルギー安全保障の観点からも、資源価格が低価格であることは、貿易収支の改善や経済活動のコスト効率化につながり、また調達先の分散化を進められるという点でも望ましい。また、天然ガスについては、米国産のヘンリーハブ価格で安価な LNG を輸入することにより、他国との価格交渉でのポジションを強めることも期待される。

- ・一方で、資源価格の急激な下落は、生産者にとってはマイナスの影響を及ぼす。2016年初めには WTI 原油価格は 1 バレル当たり 30 ドル前後まで落ち込み、シェールオイル開発・生産事業の相当部分が採算割れに陥ったと見られる。シェールオイルの生産活動が停滞してしまうと、短期間のうちに原油価格が上昇基調に戻るといった展開も否定できない。原油価格の高騰を防ぎ、安定した価格環境を持続させるための継続的な取り組みが必要である。
- ・シェールオイル開発・生産の支援には、官民がそれぞれ果たせる役割を整理する必要があるが、中長期的な取り組みとして以下が挙げられる。一つめは、技術研究・開発の推進による貢献である。現在のシェールオイル開発については、技術体系が完全には確立しておらず、技術者の経験的な部分が大きいとされるので、科学的な手法の発展によって、開発・生産効率を高める余地があると考えられる。二つめは、産業基盤（石油サービス産業）の整備である。シェールオイルは、生産サイクルが 4 年程度と短いので、掘削作業を行うための設備が大量に必要とされる。産業基盤の蓄積においては、まだまだ発展の余地があり、各国の事業者が参入をして事業整備に向けての協力を目指すべきである。
- ・シェールオイル開発の他地域への展開については、米国以外にも賦存が豊富であることが判明しているが、まだ事業の進展が限定的であるため、日本の技術・経験の蓄積をしながら、他地域でのシェールオイル開発・生産の推進に積極的に関与していくことも重要である。
- ・シェール資源以外の非在来型資源の開発も推進していく必要がある。主にカナダで生産されるオイルサンド（非在来型炭化水素資源）は、資源自体は非常に豊富であるが、開発・生産コストが高いため、価格低迷の影響を受け減退傾向にある。将来的に、開発・生産コストを引き下げるための取り組みが必要とされる。また、メタンハイドレード等の次世代型資源については、新規資源の開発には、実用化するまでには数十年単位の時間を要するため、継続した開発への投資・取り組みが必要である。

(3) 原子力をめぐる地経学と地政学

- ・政府の「長期エネルギー需給見通し」では、原子力発電は「重要なベースロード電源」として位置づけられ、2030年の電源構成における原発比率約2割を目指すとしている。エネルギー資源を持たない日本にとって、エネルギー安全保障を向上させるために、エネルギー源の多様化を図り、地政学的なリスクを低減させるという観点からは、今後も安全性を厳守したうえで原子力を利用していくことは合理的である。
- ・国際的な動きに目を向けると、中国やインド、ベトナムやマレーシア、アラブ首長国連邦、トルコ、ポーランドやリトアニアなど多くの新興国が、電力の安定供給と環境対策、エネルギー安全保障の観点から、原子力発電の導入を進めており、新興国を中心に大きな趨勢となっている。そうした新たな原子力市場においては、安全性や核セキュリティ、核不拡散の担保が、新規原発導入国における人材や技術力、規制力の面で挑戦にさらされるだろう。また、中国等では原発の大部分が沿岸部に建設されており、万が一事故が起きれば、近隣国へも被害が広がることが予想される。
- ・原子力の国際展開について、価格競争力や政府の保証を含む資金調達力、取引のパッケージなどにおいて有利な状況にあるロシアや中国が、原子力市場においてシェアを拡大していくことが見込まれる。一方で、日米欧等の先進国の原子力産業は、コスト競争力、国内における原発市場の衰退等が原因で、国際市場においては厳しい環境に置かれている。先進国の原子力産業が衰退してしまうと、人材の枯渇、技術の喪失等、中長期的な供給基盤が不安定になることが懸念される。
- ・原子力の国際展開は単なる商業活動にとどまらず、重層的に国際安全保障とも密接にかかわっている。原子力という極めて政治性の高い技術および財の普及がもたらす国際政治的、地政学的インプリケーションへの戦略的対処という点から、中国やロシアの影響力が強まる中で、日米欧が原子力産業から姿を消してしまえば、安全保障上のリスクを高めることにもつながりかねない。
- ・原発力の国際展開に際して、原子力発電の安全性の確保、核物質の管理や保管といった核セキュリティ上の懸念、核不拡散（および輸出管理）措置、核の廃棄物の処理問題など、またそれに関わる人材育成や規制面の整備など、輸出国側が負うべき責任について、関与を弱めるべきではない。
- ・原子力のリスクを最小化して安全な国際社会を構築する取組みにおいて役割を果たすためには、実行面を支える人材確保と技術の維持が必要であり、また実質的な関与を可能とするために、国内原子力産業を一定規模で維持しながら、国際市場におけるプレゼンスを確保することは有効な手段である。

- ・一方で、先ほども述べたように、今の国際市場の趨勢では、資金面やコスト面において中国やロシアに先を行かれており、国際市場における日米の原子力産業の影響力の低下は免れない。原子力産業を国家として支援していくことや、国際プロジェクトを通じた融資などが考えられるが、国内で支持を得られるか不明である。いずれにせよ、産業および技術的基盤の維持のための戦略の策定と、原子力安全・不拡散政策などにおいて日米は密接な協調体制を維持していく必要がある。

(4) 日露間のエネルギー協力の現状と課題

- ・ロシアは、「東方ガス化計画」の下、天然ガス供給の多角化を目指してアジア市場進出を進めているが、近年、シェールガスによる天然ガス市場の流動性の増加、クリミア半島をめぐるウクライナ危機に対しての欧米諸国からの経済制裁、原油価格の下落が、その動きを一層加速させたと見られ、2014年5月の中国との天然ガス輸出プロジェクトの合意をはじめ、インド等との関係強化にも積極的に動いている。一方で、ロシアは、中国への過度の依存を避けたい思惑もあり、日本とのエネルギー分野での関係強化を進めたい考えをもっている。
- ・日本にとって、ロシアの豊富な資源の開発を進め、輸入を拡大させることは、供給地の分散化とエネルギー資源の安定確保に大きな意味を持ち、この点では両国の思惑は一致するものの、ウクライナ危機をめぐる国際社会と連携した経済制裁を継続する中では、前向きに関係強化を進めることは政治的に難しい局面にある。
- ・日露のエネルギー協力拡大には、東シベリアやサハリンの新規プロジェクトを進める必要があるが、資源価格が著しく低迷した状況下においては、プロジェクトの本格着手は難しいと見られる。政治上と資源価格が安定した場合にも、これまで交渉のボトルネックとなっていた、調達コストの高さやロシア企業間の価格交渉の難航等を解決していく必要がある。
- ・ロシアとは、国際的な情勢やエネルギー市場の動向を勘案しながら、優先度を計りつつ、戦略的な資源外交を続けていく必要がある。

(5) アジアのエネルギー協力の可能性と展望

- ・アジアのエネルギー需要は、中国を筆頭に、新興国の経済成長の伸びによって、急速な拡大基調にある。域内からのエネルギー供給が十分ではないため、中東地域等の域外からの輸入に依存を高める脆弱性を内包している。
- ・中国は、世界最大のエネルギー消費国であり、一次エネルギー供給に占める石炭の割合

が圧倒的に大きいことが特徴である。将来的にも、石炭が主要のエネルギー源として留まることが予測される。資源確保のための動きがアグレッシブであり、東シナ海、南シナ海への海洋進出の一つの背景となっていると見られる。開発金融機関を活用した、アフリカ等への資源外交の動きも活発である。原子力発電を急速に増やしており、2030年までには米国を抜いて世界最大の原子力大国になることが確実視されている。環境問題、省エネルギー、原子力の安全運用等の大きな課題を抱えており、他国へ及ぼす影響も大きいことから、国際協力を通じた問題解決の取組みが必要とされる潜在性は高いと見られる。

- ・インドは、経済成長にともない、急速にエネルギー需要を拡大させている。電力インフラは不足しており、インフラ整備の需要が非常に大きい。また、インドでも原子力発電の導入を積極的に進めようと動いている。さまざまなエネルギー分野で、海外からの技術協力や資金協力が必要とされている。
- ・国際エネルギー協力を推進する仕組みとして、EU の取組みが参考となる。国際エネルギー憲章（IEC）には、中国を含む 70 か国以上が加盟しており、法的拘束力はないがエネルギー安全保障を強化するための投資や貿易の促進、エネルギー効率や環境保護、エネルギー貧困の撲滅などを目指している。エネルギー憲章条約（ECT）は、エネルギー原料・製品の貿易及び通過の自由化、エネルギー分野における投資の自由化・保護等について規定しており、法的拘束力を持つ。日本を含む 47 か国が参加をしているが、中国は参加していない。
- ・アジアのエネルギー協力の枠組みとして、APEC や EAS 等を通じて、エネルギーインフラの整備や政策支援、人材育成や技術移転などが進められてきた。加えて、アジア太平洋地域には ASEAN 経済共同体（AEC）や環太平洋パートナーシップ（TPP）等の地域統合の高度化を目指した制度づくりが進められており、エネルギー協力を推進する枠組みとして活用できる可能性を有している。

【参考文献】

深海博明「エネルギー安全保障の再構築と政策展開の基盤の検討 ― 今なぜ問題なのか」、
日本国際問題研究所編『国際問題』、1999年11月版。

－注－

- ¹ 経済産業省・資源エネルギー庁「エネルギー白書2010」、2010年。
- ² 秋山信将「シェール・ガスと新しい地政学」、日本国際問題研究所編『技術革新と国際秩序の変化』、2013年。
- ³ 経済産業省・資源エネルギー庁「エネルギー基本計画」、平成19年3月。
- ⁴ 「資源確保指針」外務省〈<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/energy/shishin.html>〉、平成28年3月24日アクセス。
- ⁵ 経済産業省・資源エネルギー庁「エネルギー基本計画」、平成26年4月。
- ⁶ 同上、28頁。
- ⁷ 同上、68-72頁。

